

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月19日（平成28年（行情）諮問第164号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第438号）

事件名：特定河川国道事務所課長の人事異動時の特定自動車道（特定区間）に関する引継書類の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年9月16日付け国関整総情第1263号-3により関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

引継ぎ書類は膨大なはずであり、「なし」とは思えない。

(2) 意見書

審査請求人から平成28年4月17日付け（同月19日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、本件請求文書の開示を求めたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対し、本件対象文書のほ

かに本件請求文書に該当する文書を保有しているはずであると主張する旨の審査請求を提起した。

2 中部横断自動車道について

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る延長132kmの高速自動車国道である。

当該道路は、新東名高速道路をはじめ、中央自動車道、上信越自動車道と接続されることで、太平洋側と日本海側の連携・交流が強化され、広域的なネットワークによる物流体系の確立や、広域的観光ゾーンの開発・支援等に寄与するものと期待されている。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、中部横断自動車道（特定区間）（以下「本件道路」という。）に関して、関東地方整備局特定河川国道事務所計画課長（以下「計画課長」という。）の平成26年4月1日付人事異動に伴い作成された引継項目の一覧である。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているはずである、また、本件対象文書は作成されているはずであると主張していると考えられることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

- (1) 本件開示請求に係る開示請求書の内容によれば、審査請求人は、本件道路に係る事業担当課長の人事異動時の引継ぎに関する文書を求めていると認められる。
- (2) 本件対象文書は、中部横断自動車道（特定区間）（以下「本件道路」という。）に係る引継項目のみが記載されたものであり、本件請求文書である「引継ぎ書類全て」に該当すると認められるものの、具体的な引継ぎの内容が記載された文書は特定されていない。
- (3) そこで、処分庁に対し、原処分において具体的な引継内容が記載された文書を特定しなかった理由を確認したところ、本件請求に係る計画課長の人事異動時の引継資料として作成された文書は本件対象文書として開示した引継項目の一覧のみで、引継項目に記載された各地方小委員会等の内容は、全て関東地方整備局本局及び特定河川国道事務所のホームページ上で公開されており、容易に確認が可能であることから、引継資料として作成しなかった、とのことであった。
- (4) 諮問庁として、本件対象文書に記載された各項目のホームページ掲載状況を確認したところ、関東地方整備局本局及び特定河川国道事務所のホームページにおいて内容を確認できると認められたため、原処分において本件対象文書を特定したことは妥当であると考えられる。
- (5) また、本件対象文書のほかに、本件請求文書に該当すると考えられる

具体的な引継内容が記載された文書が引継書に含まれていないか確認するため、諮問庁として処分庁に対し当時の引継資料一式の提出を求めたが、引き継ぎは中部横断自動車道以外の案件も含め全て口頭で行われ、また、前任者が所内異動だったこともあり不明点は適宜確認することができたため、本件対象文書以外に引継資料は作成されていないとのことであった。したがって、本件請求文書にあたる文書を本件対象文書以外に保有していないとする処分庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆す特段の事情も認められない。

(6) 念のため、本件審査請求を受け、処分庁に対し、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書のほかに本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(7) 以上のことから、原処分において本件対象文書を特定したことは妥当であると考ええる。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象文書を特定し、その全部を開示した原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年2月19日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月19日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年7月20日 | 審議 |
| ⑤ 同年10月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「国土交通省関東地方整備局特定河川国道事務所計画課課長A氏からB氏に人事異動した時の中部横断自動車道（特定区間）に関する引継ぎ書類全て」の開示を求めるものである。

処分庁は、引継項目一覧（本件対象文書）を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は外にも膨大な引継書類を保有しているはずだと主張して、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、特定河川国道事務所計画課長の人事異動時の引継資料として作成された文書は引継項目のみを記載した本件対象文書のみであ

り、引継項目に記載された各地方小委員会、ワーキンググループ等の内容は、全て関東地方整備局本局及び特定河川国道事務所等ホームページに掲載され、容易に確認可能であること、前任者が所内異動であったため、不明点は適宜確認することが可能であったことから、本件対象文書以外に引継資料は作成されていないと説明する。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に本件対象文書の特定の経緯について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示を求めている本件道路は、中部横断自動車道の一部となる約34kmの区間のことであり、平成8年度に基本計画が策定されているが、現在まで整備に至っていない。これまで数回開催した関東地方小委員会、ワーキンググループや地元説明会等を経て、平成26年度第2回関東地方小委員会においてルート帯の承認を得、平成27年4月に国土交通省において計画段階評価の対応方針及び概略ルートを決めたところであり、今後は詳細なルートや構造の検討を進め、環境影響評価、新規事業採択時評価等を経て事業化に至る予定である。

イ 本件対象文書については、本件道路について前任者と後任者との間で業務内容を引き継ぐための文書であり、職務上作成した文書であったため、行政文書として特定した。この外に引継資料は作成していない。

ウ 担当者によっては説明の補助として使用するため、事前にメモを作成することもあるが、これらは個人的に作成・保有するものであり、行政文書として取り扱っておらず、担当者が必要に応じ保管・廃棄等を行っている。

エ 念のため、本件審査請求を受け、処分庁に対し、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(3) 当審査会において本件対象文書を確認したところ、本件対象文書には、地方小委員会、ワーキンググループ、アンケート、地元説明会及び意見交換会の開催との各項目が記載され、当該事項についての詳しい内容については各ホームページに議事録等が掲載されていることが認められることから、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は存在しないとする諮問庁の上記説明に特段不自然・不合理な点は認められず、首肯できる。

したがって、関東地方整備局において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、関東地方整備局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

国土交通省関東地方整備局特定河川国道事務所計画課課長A氏からB氏に人事異動した時の中部横断自動車道（特定区間）に関する引継ぎ書類全て

2 本件対象文書

引継項目一覧